

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について

〔平成26年12月27日
閣議決定案〕

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第8条第7項の規定において準用する同条第4項の規定に基づき、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年9月8日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第2章の4.の（2）中「同一の区域において、」を削り、「特例措置」の次に「を活用する場合は、当該特例措置を記載した構造改革特別区域計画を」を加え、「支援措置の措置」を「支援措置」に、「これらの措置を記載した計画」を「当該措置を記載した地域再生計画」に改める。

第2章の4.の（4）の次に次のように加える。

（5）地域再生計画との連携

地域再生計画に、法第9条第2項第2号から第6号までに規定する事業及び措置（基本計画が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項を記載することができる。

この場合において、地域再生計画の認定があったとき（作成された基本計画が、法第9条第10項各号に規定する基準に適合するものである場合に限る。）は、中心市街地活性化基本計画の認定があったものとみなす。